

## 第1 基本的な考え方

### 1 目的

本ポリシーは、静岡県公立大学法人（以下「本法人」という。）における知的財産の創造を促進するとともに、本法人の知的財産の社会への還元を通して経済社会や文化の発展に寄与し、本法人の社会貢献を推進することを目的とする。

### 2 知的財産の創出及び管理等

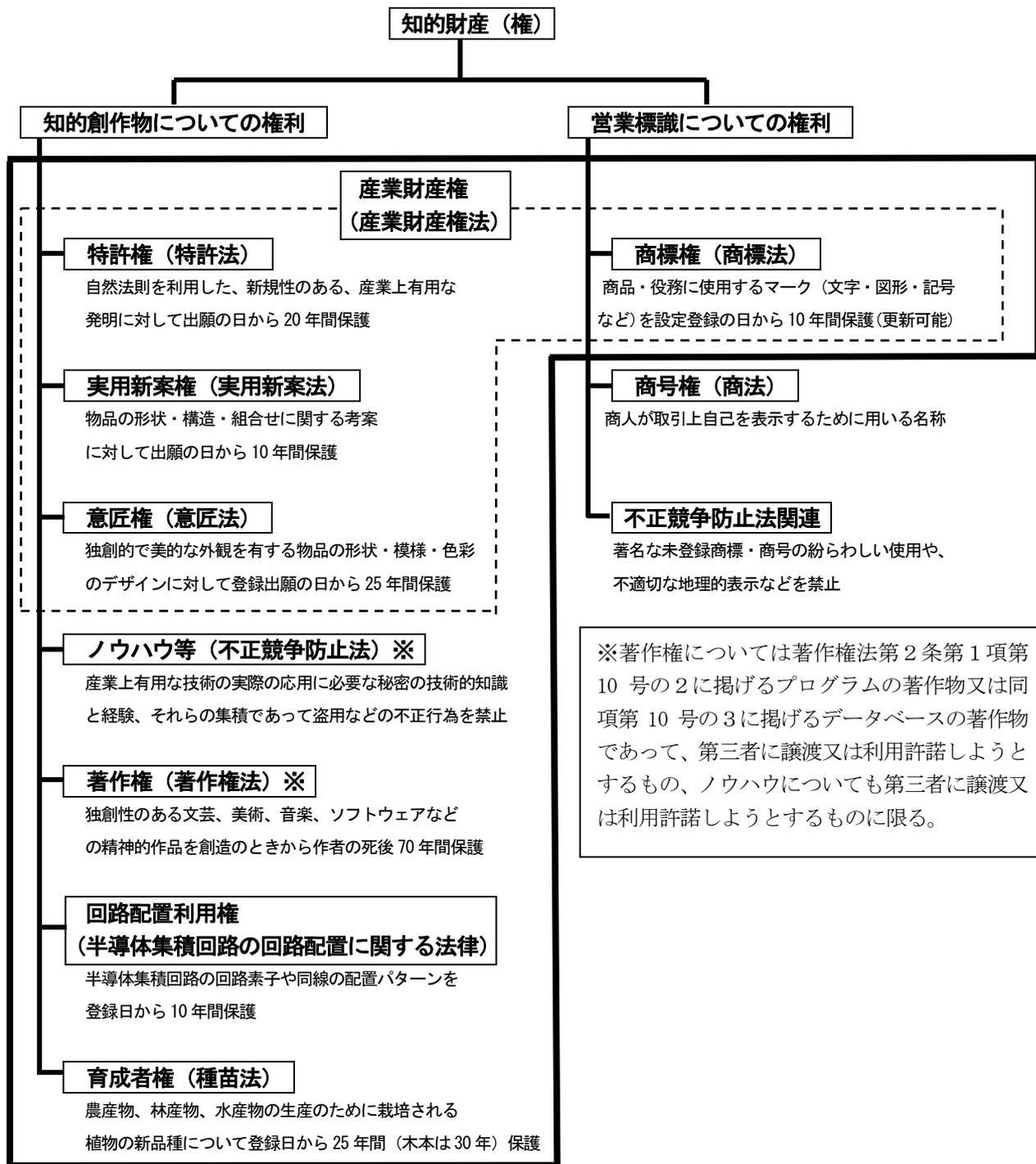
- (1) 本法人の知的財産の取扱いは、静岡県公立大学法人職員の職務発明等に関する規程（以下「規程」という。）及び本ポリシーによる。
- (2) 本法人は、本法人が設置する静岡県立大学及び同短期大学部における研究活動によって生じた発明等を承継した場合は、これが県民の財産であることを十分に認識した上で、当該知的財産を適切に管理し、また、活用を進めるものとする。
- (3) 本ポリシーの対象者は、規程に定める本法人に勤務する教員及び職員並びに学生（以下「教員等」という。）である。

### 3 知的財産の帰属

本法人は、教員等が職務遂行過程でなした職務発明等に関する権利については、規程に基づく発明委員会の審議を踏まえた理事長の決定に基づいて、原則として、法人が承継する。ただし、法人に承継することが適当でないと認めるときは、承継しないことができる。

### 4 定義

- (1) 知的財産とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう（知的財産基本法第2条）
- (2) 本法人が教員等から権利を承継できる知的財産の対象は、別記のとおり実線の枠に囲まれた範囲とし、これを発明等という。ただし、著作権については著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2に掲げるプログラムの著作物又は同項第10号の3に掲げるデータベースの著作物であって、第三者に譲渡又は利用許諾しようとするものに限る。ノウハウについても第三者に譲渡又は利用許諾しようとするものに限る。
- (3) 職務発明等とは、本法人の教員等が本法人から支給された研究経費、あるいは本法人が公的機関又は民間企業等（以下「連携企業等」という。）から受け入れた研究経費（共同研究契約又は受託研究契約によるもの）で行った研究又は本法人の施設を使用して行った研究において、その過程あるいは結果生じた発明等をいう。
- (4) 大学発ベンチャーとは、職務発明等の発明者である教員等が、当該職務発明等の社会実装を目的に自ら起業にかかわり、「静岡県立大学発ベンチャー」の認定を受けたものをいう。



## 第 2 研究成果に関する取扱い

### 1 発明等の届出

教員等は、発明等をなした場合、職務発明等か、それ以外の発明等かに関わらず、速やかに理事長に届出をしなければならない。

### 2 発明委員会

本法人に、規程に基づき発明委員会を設置する。

### 3 判定とスクリーニング

#### (1) 第1のスクリーニング

本法人は、発明委員会において、教員等から提出された発明届等について、専門的技術的観点、研究成果の観点及び事業性の観点から、職務発明等か否かの判断を迅速に行い、職務発明等である発明等は、原則として、本法人に承継し、次に定める評価基準により出願するか否かを迅速に決定する。

- ア 新規性
- イ 進歩性
- ウ 技術面の優位性
- エ 導出可能性
- オ 収益性
- カ 大学固有或いは本法人特有の事情

#### (2) 法人承継後の発明者への返還

本法人が承継した発明等で、本法人が出願しないと決定した場合は、発明者である教員等が理事長に申し出る事により、発明者である教員等が自ら出願する事を条件に、当該発明等の発明者である教員等に返還することができる。

#### (3) 第2のスクリーニング

特許審査請求時（出願から3年以内）に、発明委員会は、企業への技術移転活動等の評価結果等に基づき、必要に応じて、弁理士、コンサルティング企業、外部機関等を活用して評価し、審査請求を行うか否かを決定する。

#### (4) 第3のスクリーニング

- ア 特許権登録後3年目以降4年目までに、技術移転の実績や可能性を発明委員会で評価し、権利維持の要否を決定する。
- イ 退職した職員が在職中に完成した発明に基づく特許権の維持については、登録後5年を目途に技術移転の見込みがない場合において、原則として発明者が希望する場合は権利を返還し、又は権利を放棄する。
- ウ 特許登録後10年目に、技術移転の具体的な目途が立っていないものは原則として権利放棄するものとする。ただし、発明委員会で特許権の維持が承認された場合は、それ以降毎年見直す。

## 第3 知的財産の活用の推進

### 1 研究成果の実用化に向けた本法人の対応

本法人が承継を受けた知的財産に関しては、一定の要件を満たすことを条件として出願業務を開始し、同時に発明者である教員等の協力のもとライセンスの探索を開始するものとする。

なお、その取扱いについては、次によるものとする。

#### (1) 迅速な出願

特許は先願主義であるため、最も早い出願人のみが特許権を与えられることから、一日も早い迅速な出願が必要である。

研究計画の立案時、実験の過程及び学会発表時での議論等、ある課題を認識しその課題の解決策を着想したとき（分野により実験データも必要）が、「発明の発生時」となることから、その時点で教員等は実験ノート又は議事録に記述し、理事長（窓口は、事務局地域・産学連携推進室）に相談又は必要書類を提出する必要がある。

#### (2) 学会発表等と権利化のための出願

教員等が、学会等で行う論文発表の内容に発明等に関するものが含まれており、かつ、当該論文発表等の特許出願等の権利化手続に先行した場合、新規性を喪失し、その後の権利化

に支障が出る場合がある。

このことから、こうした懸念がある教員等は、理事長（窓口は、事務局地域・産学連携推進室）に相談し、権利化に支障が生じないように、適切に対応するものとする。

また、理事長は、日常活動において教員等との連携を密にし、早期に知的財産の権利化を推進する。

(3) 外国特許出願

特許権の外国での出願については、企業等と連携をとり検討する。

(4) 特許権等の取得に関する教員等の協力

特許出願明細書は、技術情報としての側面に加え、権利書としての役割を持つものであり、出願に当たっては、教員等の研究成果を知的財産権としての確に保護する観点から、発明等の内容を最も良く把握している発明者としての教員等が、従来技術、実施例及び必要な図面等を準備する必要がある。

(5) 権利譲渡に関する教員等の協力

譲渡先の選考に当たっては、発明者としての教員等は情報を提供する等の協力をするものとし、事務局で検討の上、発明委員会で審議し、理事長が決定する。

譲渡価格等譲渡条件については、当該権利が県民の財産であることを十分に認識した上で、市場の平均価格等を参考に、譲渡権利の価値、市場性等を基に総合的に判断して決定する。

(6) 実施許諾に関する教員等の協力

実施許諾企業の選考に当たっては、発明者としての教員等は情報を提供する等の協力をするものとし、事務局で検討の上、発明委員会で審議し、理事長が決定する。

ライセンス料金等については、当該権利が県民の財産であることを十分に認識した上で、市場の平均価格等を参考に、許諾権利の価値、市場性等を基に総合的に判断して決定する。

## 2 実績（譲渡益、実施料等）に対する発明者等への対価支払い

権利の有償譲渡による利益や実施料収入等（ロイヤリティ等）の実績に対しては、実績に応じて発明者へ対価を支払う。その支払額は、規程の定めるところによる。

## 3 知的財産の学術目的の利用

本法人が許諾権利を有する知的財産の学術目的での利用に関しては、原則無償での利用を認める。ただし、専用実施権が設定されている場合は、実施権の内容に応じて、発明委員会が審議し、理事長がその対応を決める。

## 4 教員等の業績評価

教員等の業績評価については、研究論文等と並んで知的財産活動を対象とする。

## 5 知的財産の創造と活用についての配慮

(1) 本法人での「知の成果」を知的財産権化し、法制度の中で「知の成果」を本法人内外に明確にする。

(2) 産学官連携を通じて生まれた知的財産を、連携企業等との間で公正で合理的な基準により活用する。

(3) 大学の知的財産を法人対法人の明確公正な契約関係に基づいて産業界において活用する。

(4) 前2項に係わらず、法人が保有する知的財産の社会実装を目的とする大学発ベンチャーに対しては、その設立の趣旨に鑑み、優先的に知的財産の譲渡又は実施許諾を行う。

(5) 公立大学法人として、研究活動等の成果について、納税者である県民など利害関係者に対する説明責任を果たす。

(6) 知的財産の活用を教員等や連携企業等の研究開発活動へのインセンティブとする。

## 第4 共同研究・受託研究に伴う権利の帰属とライセンスの考え方

共同研究による産学官連携活動に際して、本法人と連携企業等との間で創出された知的財産がある場合に、当該知的財産に係る権利は創作者に帰属する。

その創作者が複数存在する場合の当該知的財産権の共有持ち分の割合の決定は、連携企業等が負担する研究費や出願費用などの金額により影響されてはならず、純粋に、当該発明等に関する各権利者の貢献度を、当該持ち分割合に適切に反映させることを原則とする。

つまり、共同研究契約により連携企業等が負担する契約額は、当該研究に要する経費であって、結果的にそこから生じた知的財産に係る権利にかかる費用は含まない。当該権利に係る教員等は、このことを前提に、また、当該知的財産に係る権利を本法人が承継した場合には、当該権利が県民の財産となることを十分に認識した上で、その持ち分割合を適切に決定しなければならない。

### 1 共同研究、受託研究の場合

(1) 本法人が、連携企業等との共同研究等により生じた知的財産に係る権利を教員等から承継した場合、原則として、連携企業等と本法人の共同出願により権利化し、また、その優先実施権を一定の期間当該連携企業等に与えることができる。

なお、ロイヤリティ収入の配分等に関する事項については、個別の契約で定めることとし、当該契約時に、知的財産権の持ち分の比率を協議し、決定する。

(2) 受託研究により生じる知的財産に係る権利は、原則として本法人に帰属する。権利化された知的財産は、その優先実施権を一定の期間当該企業等に与えることができる。

なお、ロイヤリティ収入の配分等に関する事項については、個別の契約で定める。

### 2 研究ノート及び議事録の作成

共同研究、受託研究の際、事実を明確化する為、研究ノートを作成する。会議の場合は議事録を作成する。

### 3 ライセンス等について

(1) 本法人が基本特許等を保有している状態で共同研究等を開始する場合は、その後の研究により生ずる当該基本発明と利用関係の知的財産権の実施に関しては、共同研究等の相手先に有償譲渡又は有償にて実施権（専用実施権の設定、通常実施権の許諾）を付与する。

(2) 共同研究等を開始する時点で本法人及び連携企業等においてシーズ、特許等の保有が無かった場合で、研究の開発過程で発生した知的財産は共有であり、双方が自由に実施できるものとする。しかし、本法人は、販売等の実施はしないことから、不実施による対価の請求をすること又は契約時に本学が第三者に持分譲渡できること又は実施権を付与できることを条件とする。

(3) 本法人が保有する知的財産を、大学発ベンチャーへ譲渡又は実施権を付与する場合、その対価として、現金に替えて当該大学発ベンチャーの株式又は新株予約権を受け入れることができるものとする。

### 4 利益相反・責務相反

本法人が地域貢献として産学官連携を進めるにあたり、高い公共性を持つ大学と利益追求を基本とする企業の目的・役割が異なることから、教員等が企業との関係で有する利益や責務が大学における教育・研究上の責務と相反することが想定される。

これらについては、別に定める静岡県公立大学法人利益相反マネジメントポリシー等により対応する。

## 第5 職員等の守秘義務

### 1 共同研究・受託研究の場合

産学官連携活動等により連携企業等から守秘義務を求められた場合は、秘密保持契約等に基づき当然に守秘義務を負う。

### 2 本法人での通常の研究時の場合

- (1) 原則として、発明に関する特許権の出願前に、当該出願に係る発明の内容を公表しない。特に、インターネット上での当該内容の公表又は研究関係者等のやりとりは公表に相当することから十分注意を払う必要がある。
- (2) 特許出願前にその内容について、研究会等で他の関係者と論議する場合には、当該会議は非公開とし、秘密保持契約を締結する（秘密保持の宣誓の署名を含む。）。

## 第6 知的財産の管理及び実施体制と責任

本法人は教員等が知的財産権の創出・活用に積極的に関わることを推奨し、教員等は知的財産について自らの啓発に努める。

また、本法人は、教員等に対して、知的財産権に関する知識を得る機会を提供するよう努める。

附則

このポリシーは、平成19年4月1日から実施し、5年に一度、定期的に見直すこととするが、社会の変動、本法人を取り巻く環境の変化等に応じて随時見直しを行うことができる。

附則

このポリシーは、平成31年4月1日から施行する。

附則

このポリシーは、令和6年4月1日から施行する。

附則

このポリシーは、令和7年7月1日から施行する。